

直轄事業負担金制度改革について

直轄事業負担金制度改革プロジェクトチーム

1 主な取組経過等

H21. 7 □全国知事会議にて、5項目の申し合わせ事項を確認

- ① 負担金の対象範囲等は21年度から見直し
- ② 維持管理費負担金は22年度から廃止
- ③ 負担金制度の廃止
- ④ 市町村負担金の見直し
- ⑤ 地方の意見が反映できる制度の創設

H21. 11 ■前原国交大臣、原口総務大臣等との意見交換

■鳩山前総理大臣への要請(政府主催知事会議)

■4省大臣政務官による「ワーキングチーム」への申し入れ

H21. 12 □政府予算案で維持管理費負担金廃止、業務取扱費全廃が明示

※21年度分は退職手当、営繕宿舍費等を対象範囲から除外

※22年度から補助事業の事務費補助も併せて廃止

H22. 1 □国WT「直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表(素案)」決定

《平成22～25年度まで》

マニフェストに沿って、負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このためWTにおいて地方の声を聞きながら検討

■国交大臣政務官等に対する廃止時期の明確化等の要請

H22. 3 □「維持管理費負担金制度の廃止等に係る関係法案」の成立

※22年度の経過措置として、特定事業分の費用負担は存続

H22. 6 □「地域主権戦略大綱」の閣議決定

《25年度まで》

直轄事業負担金の問題は、地域主権の実現に関する諸課題と整合性を確保しながら、現行の負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。このため、WTにおいて、必要に応じて地方の意見を聞きながら検討を進める。

直轄事業負担金制度改革の確実な推進に関する提言

直轄事業負担金制度改革は地域主権の確立に向けた重要な課題であることから、国と地方の協議の場等を通じて地方と十分議論を重ねながら、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めること。

なお、その際には、社会資本整備が遅れている地方に影響が生じないように配慮すること。

【理由等】

- 直轄事業負担金制度については、施設の管理主体である国が本来全額を負担すべき維持管理に係る地方負担金が、特定事業を除き本年度から廃止されるなど、制度改革に向けて一定の前進がみられたところである。
- 一方、地方が長年求めてきた負担金制度そのものの廃止については、我が国の今後の社会資本整備の在り方に係わる大きな改革であり、地域主権の確立に向けた極めて重要な課題であることから、まずは負担金制度の廃止時期を明確に定めた上で、社会資本整備における国と地方の役割分担を徹底的に見直し、その役割分担に基づき、国による事業は本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他のものは地方に移譲することなど、具体的な議論を積み重ねていくことが必要である。
- こうした中で、昨年11月に設けられた国の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が、本年1月に示した工程表（素案）では、平成25年度までの間に、「マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る」とされたが、先の「地域主権戦略大綱」では、制度廃止の時期さえ示されず、ワーキングチームの工程表（素案）を踏襲した内容にとどまっておき、制度廃止に向けた具体的な検討は一向に進んでいない状況にある。
- ついては、平成25年度までの早い時期での負担金制度の廃止に向け、国においては、国と地方の協議の場等を通じて、地方と十分に協議を重ねながら具体的に検討し、負担金制度の廃止時期を明確にして、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早急に作成するとともに、国と地方の役割分担の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度廃止に向けた取組を確実に進めるよう強く求めるものである。
併せて、制度が廃止されるまでの間、直轄事業の採択・実施等に関する事前協議や情報開示等、透明性を確保するための措置を講じるよう求める。